

様式第4号(第7条関係)
(その1)

公共汚水ます等増設・移設申請書

年 月 日

(宛先)愛西市長

申請者 住所
氏名
電話

愛西市公共汚水ます等設置に関する要綱に基づき、公共汚水ます等の増設・移設について次のとおり申請します。

設置場所	愛西市	番地	地積	m ²
土地所有者	住所 氏名 電話			

設置場所の利用方法で該当する種別に○印又は記入をしてください。



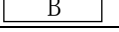
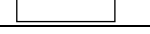
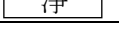
種別 1 住宅 2 事務所 3 店舗 4 店舗付き住宅
5 工場 6 倉庫 7 農地 8 更地 9 その他()

種別の欄の3・4・5・6・9に○印の方は、更に次の欄で該当する業種に○印又は記入をしてください。

業種 1 製版業 2 繊維業 3 食品製造業
4 飲食業 5 洗濯業 6 自動車整備業
7 学校 8 病院 9 ガソリンスタンド
10 その他()

(その2)

申請者氏名		住所	
方位	現 況 見 取 図		現在の公共汚水ます設置数
N 4			個

凡	例
- - - - -	宅 地 境 界 線
	家 屋
	便 器
	浴 槽
	流 し 類
	浄 化 槽
.....	現 況 排 水 系 統
—————	計 画 排 水 系 統
○	汚 水 ま す
◎(朱)	公 共 汚 水 ま す 設 置 場 所

※ 公共汚水ますを朱書きし、境界杭(境界線の目印)からの距離を記入してください。

現況トイレ形態	1 汲み取り 2 浄化槽 3 その他()
現在使用水源	1 上水 2 井戸 3 上水と井戸の併用 4 その他()

※記入に際しては、裏面の記入上の注意事項をよくお読みになってください。

記入上の注意事項

- 1 住宅等の建物が建設されている土地(建築中を含む。)の場合は、当該建物所有者が申請者となります。また、その他の場合は、土地所有者が申請者となりますので、土地所有者欄にも記入押印してください。
- 2 見取図の記入に際しては、方位、宅地、現況排水系統、公共汚水ます、接する公道等を記入してください。
- 3 公共汚水ますの位置は、原則として敷地の1箇所で道路境界線から民地内へ1m以内に入った所へ設置します。
- 4 公共汚水ます及び取付管を設置する位置に支障物件がある場合は、移転費は、自己負担となります。

愛西市の下水道は、汚水と雨水を分離して流す分流式です。

分流式とは、汚水と雨水を別々の下水管で排除するもので、汚水(台所・浴室・便所等の排水)は下水処理場(日光川下流浄化センター)で清浄な水に処理され、雨水はそのまま側溝又は雨水管を経て、河川等に放流されます。したがって、各自で施工していただく宅内の排水設備は、汚水と雨水を分離した配管で行っていただくこととなりますので御留意ください。

(その3)

方位	増設・移設後の見取図	公共汚水ます増設・移設後の数																						
N 4		個																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 20%;">凡</th><th style="width: 80%;">例</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">- - - - -</td><td>宅地境界線</td></tr><tr><td style="text-align: center;">[]</td><td>家屋</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td><td>便器</td></tr><tr><td style="text-align: center;">[B]</td><td>浴槽</td></tr><tr><td style="text-align: center;">[]</td><td>流し類</td></tr><tr><td style="text-align: center;">[浄]</td><td>浄化槽</td></tr><tr><td style="text-align: center;">.....</td><td>現況排水系統</td></tr><tr><td style="text-align: center;">—————</td><td>計画排水系統</td></tr><tr><td style="text-align: center;">○</td><td>汚水ます</td></tr><tr><td style="text-align: center;">◎(青)</td><td>公共汚水ます設置場所</td></tr></tbody></table> <p style="margin-top: 20px;">※ 増設・移設を希望する公共汚水ますについては青書きしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>水洗便所 改造予定年月日 年 月 日</p><p style="text-align: center;">上記期日までに必ず水洗便所に改造いたします。</p><p>住所 氏名</p></div>			凡	例	- - - - -	宅地境界線	[]	家屋	○	便器	[B]	浴槽	[]	流し類	[浄]	浄化槽	現況排水系統	—————	計画排水系統	○	汚水ます	◎(青)	公共汚水ます設置場所
凡	例																							
- - - - -	宅地境界線																							
[]	家屋																							
○	便器																							
[B]	浴槽																							
[]	流し類																							
[浄]	浄化槽																							
.....	現況排水系統																							
—————	計画排水系統																							
○	汚水ます																							
◎(青)	公共汚水ます設置場所																							

※記入に際しては、裏面の記入上の注意事項をよくお読みになってください。

記入上の注意事項

- 1 住宅等の建物が建設されている土地(建築中を含む。)の場合は、当該建物所有者が申請者となります。また、その他の場合は、土地所有者が申請者となりますので、土地所有者欄にも記入押印してください。
- 2 見取図の記入に際しては、方位、宅地、現況排水系統、公共污水ます、接する公道等を記入してください。
- 3 公共污水ますの位置は、原則として敷地の1箇所で道路境界線から民地内へ1m以内に入った所へ設置します。
- 4 公共污水ます及び取付管を設置する位置に支障物件がある場合、移転費は自己負担となります。

愛西市の下水道は、汚水と雨水を分離して流す分流式です。

分流式とは、汚水と雨水を別々の下水管で排除するもので、汚水(台所・浴室・便所等の排水)は下水処理場(日光川下流浄化センター)で清浄な水に処理され、雨水はそのまま側溝又は雨水管を経て、河川等に放流されます。したがって、各自で施工していただく宅内の排水設備は、汚水と雨水を分離した配管で行っていただくこととなりますので御留意ください。